

# 三沢地区ミニバスケットボール連盟 規約

## 第1章 総則

第1条 名称を三沢地区ミニバスケットボール連盟とする。(以下、本会という)

第2条 本会の事務局は、会長が指定する場所に置く。

第3条 本会は三沢地区及び、周辺地域の児童の健全育成を図り、ミニバスケットボールの競技普及と発展に寄与する事を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) ミニバスケットボールに関する競技、並びに講習会の開催
- (2) ミニバスケットボールスポーツ少年団育成への援助
- (3) ミニバスケットボール交歓大会の開催
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、三沢地区に在住する小学校の教職員と県登録したスポーツ少年団とその会員、並びに本会の目的に賛同をするものをもって組織する。

## 第2章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
常任理事	若干名
監 査	2名
参 与	若干名

※各専門部長も役員とする。

第7条 会長は総会において推挙し、本会を統括代表する。

2. 会長は総会において推挙し、会長を補佐し、会長に事故等がある時はこれを代行する。

第8条 理事長、常任理事は総会において推挙する。

2. 理事長は総会の決議に従い会務を執行する。緊急を要する事項で理事会に諮る余裕のない時は、理事長がこれを執行できるが、次の理事会において承認を得なければならない。
3. 理事長は会長、副会長に事故等がある時はその職務を代行する。
4. 常任理事は、理事長に事故等がある時はその職務を補佐し会務を執行する。
5. 常任理事は三沢市内3チーム、北地区1（横浜町、六ヶ所村）、北地区2（東北町）、南地区（おいらせ町）のスポーツ少年団員及びその会員から選出する。また、各専門部長も常任理事とする。

第9条 監査は総会の決議により選出する。

2. 監査は本会の経理を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。
3. 監査は三沢市内**3チーム**を除く、地区スポーツ少年団員の役員が一年を限りとして持ちまわるものとする。

第10条 会長は本会の功労者のうちから総会の決議により、顧問及び参与を委嘱する事ができる。

2. 顧問及び参与は本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第11条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補充、及び増員による役員の任期はその他の役員の残任期間とする。また、役員は任期満了後であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

### 第3章 会 議

第12条 総会は本会の決議機関であつて、役員及び理事をもつて構成する。

2. 総会に付議されるべき事項は次の通りとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

第13条 本会の定時総会は毎年度4月並びに2月に会長が招集し、会長若しくは会長が指名したものが議長となる。常任理事会がその必要を認めた時、また理事の三分の一以上から要求があった時は臨時総会を開かなければならない。

第14条 総会は理事の三分の二以上（委任状も含む）の出席によって成立する。

2. 総会の議事は出席理事の過半数で決め、可否同数の時は、議長がこれを決める。

第15条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、理事長がその議長となる。但し、常任理事の三分の一以上が会議の目的を示して、常任理事会開催を請求した時は、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第16条 常任理事会の議事は、出席理事の過半数の決議で決め、可否同数の時は議長がこれを決める。

第17条 目的を達成する為、専門部を設置する事ができる。各専門部の部長、副部长及び部員は常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

2. 専門部は次の通りとする。専門部の細則については各専門部規定による。

- (1) 広報部
- (2) 審判部
- (3) 強化部
- (4) 総務部

3. 会議の議事内容を記録保存しておくこと。

### 第4章 登 録

第18条 本会に登録するチームは毎年度、本会の加盟登録規定に基づいて、登録しなければならない。

第19条 本会及び青森県ミニバスケットボール連盟並びに（財）日本バスケットボール協会に登録していない者、チームは本会の主催する行事に参加する事が出来ない。

第20条 年度途中で登録を行う場合は本会の承認を得なければならない。

第21条 登録年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### 第5章 目的、定義、義務

第22条 目的

1. 競技の公正な運営
2. 加盟チームの権利と義務の行使
3. 普及発展の円滑化・競技力の向上
4. 本会への手続きなどを定める事を目的とする。

## 第 23 条 定義

1. 加盟とは 1 チームが本会に届け出てチームが登録される事である。
2. 1 チームとは、
  - (1)本会に登録
  - (2)競技者は 12 歳以下の小学生児童
  - (3)男女別々
  - (4)単一学区児童で組織されたチームをいう。但し、(4) で単一学区児童のみでは活動できない場合、本会の判断の下に近隣の同一条件との連合を認める。

## 第 24 条 加盟の義務

本会において、ミニバスケットボール競技を行うチームは、この規定に基づき、本会に加入しなければならない。

## 第 25 条 加盟チームの権利

本会の加盟チームは、本会の規約に示す範囲において次の権利が生ずる。

1. 本会の主催または共催する大会、講習会などに本会の推薦により参加する。

## 第 26 条 加盟チームの義務

本会において、ミニバスケットボール競技を行うチームは、この規定に基づき、本会に加入しなければならない。

## 第 27 条 二重登録の禁止

チーム加盟の競技者は 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。

## 第 28 条 加盟の申請

1. 本会は、毎年 5 月末迄に所属する全チームをまとめ、加盟の手続きをしなければならない。所定の期日以降における加盟は、その年度が終わるまで認められない場合がある。
2. 本会は青森県ミニバスケットボール連盟所定の加盟届出書に、本会登録、全チームについて責任を持って審査し必要事項を記入するとともに、加盟届出書を青森県ミニバスケットボール連盟に送付する。
3. 加盟届出書は複写して、1 部を本会に保存用として保管する。

## 第 29 条 追加加盟と追加変更

1. 期日以降に結成されたチームは、本会により青森県ミニバスケットボール連盟に申請し、青森県ミニバスケットボール連盟の承認を得て追加する事ができる。
2. 追加変更は、青森県ミニバスケットボール連盟の承認後、7 日を経た時に効力を発する。

## 第 30 条 審査及び違反に対する処分

1. 加盟に関する審査は、この規定に基づき本会が行い、青森県ミニバスケットボール連盟の承認を得るものとする。但し、承認は期限までに青森県ミニバスケットボール連盟に送付、送金された時点とする。
2. この規定に違反したチームには、青森県ミニバスケットボール連盟常任理事会で審議し処罰する事がある。
3. 処罰は加盟の取消、一定期間の権利の停止、その他とする。

## 第 6 章 地区代表チームに対する補助金

### 補助金の対象となる大会

- ・ 東北電力旗東北ミニバスケットボール大会
- ・ 東北大会
- ・ 全国大会

上記大会の帯同審判経費の一部を本会より補助する

## 第7章 経 理

第31条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

(1)登録費 (2)事業費 (3)補助金 (4)寄付金 (5)加盟登録チームによる負担金 (6)その他

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第33条 会計年度に余剰金がある時は次年度に繰り越す。

## 第8章 補 則

第34条 本規約の条項は総会において出席者の三分の二以上の同意があれば変更する事ができる。

第35条 次の各項に該当するものは本会から除名する事ができる。但し、当事者に弁明の機会を与えるものとする。

- ・ 著しく本会の綱紀を乱し、又は著しく本会の体面を汚す行為のあった者。
- ・ 著しくスポーツマンシップに反する行為のあった者。
- ・ 会員は地区内及び地区外交流試合に参加する場合、理事長に報告又は連絡する事。
- ・ いかなる場合においても、他チーム及び主催者に暴言を吐いたり運営上にコメントをつけた場合は、記載したチーム全体の責任と見なし、当地区開催交流試合及び当地区大会参加資格を認めない事とする。
- ・ インターネットの活用及び利用については、相手側の立場を考慮して十分配慮した文書にする事。もし、他地区のチーム名を記載、批判したり、個人名を明記し批判したりした場合は記載したチーム全体の責任と見なし、当地区関連交歓試合及び当地区大会参加資格を認めない事とする。

第36条 以下の役員（専門部も含む）には、本会会計より年度末に活動経費を支払う。

- (1)会 長 (2)副会長 (3)理事長 (4)審判部長 (5)広報部長 (6)強化部長  
(7)総務部長

## 付 則

本規約は平成16年4月1日より施行する。

本規約は平成17年4月1日より施行する。

本規約は平成17年2月12日に一部追加改正。

本規約は平成21年2月12日に一部追加改正。

平成21年4月1日より施行する。

本規約は平成23年4月26日に一部追加改正。

平成23年4月26日より施行する。

帯同審判経費（1往復分 旅費）

【県内】

60km以上の場合は宿泊費（8,000円）を付ける。（三沢地区からは東青、中弘南黒、西北五、三戸、下北）

単位：円

	青森 (74 km)	八戸 (26.5 km)	弘前 (117 km)	十和田 (16 km)	西北五 (108 km)	三戸 (74 km)	三沢	下北 (123.5 km)
青森 (74 km)		6,000	3,000	4,000	2,000	6,000	4,000	6,000
八戸 (26.5 km)	6,000		8,000	2,000	7,000	2,000	2,000	7,000
弘前 (117 km)	3,000	8,000		6,000	2,000	8,000	6,000	8,000
十和田 (16 km)	4,000	2,000	6,000		6,000	2,000	1,000	5,000
西北五 (108 km)	2,000	7,000	2,000	6,000		8,000	6,000	7,000
三戸 (74 km)	6,000	2,000	8,000	2,000	8,000		4,000	9,000
三沢	4,000	2,000	6,000	1,000	6,000	4,000		7,000
下北 (123.5 km)	6,000	7,000	8,000	5,000	7,000	9,000	7,000	

※チームで負担するもの：旅費＋宿泊費（60km以上の場合のみ）＋昼食（弁当、飲み物）

【県外】

単位：円

	岩手県	秋田県	宮城県	福島県	山形県	東京都
青森県	17,000	25,000	28,000	30,000	29,000	44,000

※チームで負担するもの：交通費（上表）＋宿泊費（宮城・東京は10,000円、その他は8,000円）

※チームで負担しなくていいもの

- ・昼食を含めた食事代（宿泊費に含まれる場合は除く）
- ・懇親会費及び懇親会場までの交通費、有料自動車道通行料金、駐車料金

三沢地区ミニバスケットボール連盟 役員旅費（往復旅費） 単位：円

	青森 (74 km)	八戸 (26.5 km)	弘前 (117 km)	十和田 (16 km)	西北五 (108 km)	三戸 (74 km)	下北 (123.5 km)
三沢	4,000	2,000	6,000	1,000	6,000	4,000	7,000

県役員会出席後、宿泊する場合 60km以上の場合のみ宿泊費（8,000円）を支給する。